

日本学生支援機構 貸与奨学金緊急・応急採用及び 給付奨学金家計急変採用の申込について

下記のとおり災害に遭った世帯の学生で家計が急変し、日本学生支援機構の奨学金を希望する学部1・2年生は、学生支援課経済支援係まで申し出てください。

(学部3年生以上・大学院学生は、所属学部・研究科の奨学金担当係へ申し出てください。)

記

1. 対象者

下記災害救助法適用地域の世帯の学生

2. 災害内容、災害救助法適用地域及び適用日

災害	災害救助法適用地域	適用日
令和4年12月17日からの大雪による災害にかかる災害救助法適用地域	【新潟県】 長岡市、柏崎市、小千谷市、魚沼市	令和4年 12月19日 12月20日
令和4年12月22日からの大雪による災害にかかる災害救助法適用地域	【北海道】 北見市、紋別市、枝幸郡枝幸町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、斜里郡清里町、紋別郡遠軽町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町 【新潟県】 村上市、佐渡市	令和4年 12月22日 12月23日
令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れにかかる災害救助法適用地域	【山形県】 鶴岡市	令和4年 12月31日

<p>令和5年石川県能登地方を震源とする地震にかかる災害救助法適用地域</p>	<p>【石川県】輪島市、珠洲市、鳳珠郡能登町</p>	<p>令和5年5月5日</p>
<p>令和6年能登半島地震にかかる災害救助法適用地域</p>	<p>【新潟県】 新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町</p> <p>【富山県】 富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町</p> <p>【石川県】 金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町</p> <p>【福井県】 福井市、あわら市、坂井市</p>	<p>令和6年1月1日</p>

※適用地域は今後増える可能性があります。随時ホームページでご確認ください。

日本学生支援機構ホーム>奨学金>申込方法>緊急採用・応急採用>災害救助法適用地域>1年以内の災害救助法適用地域

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

また災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生も、適用地域に準じて取り扱われます。

3. 奨学金の種類等

各奨学金の制度については下記リンク先を参照ください。

- ①緊急採用 ⇒ 第一種奨学金（無利子）
- ②応急採用 ⇒ 第二種奨学金（有利子）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

③家計急変採用（給付奨学金）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html

④JASSO 支援金（一時金）

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

4. 提出書類

罹災証明書、及び各種奨学金案内にて指定されたもの

5. 書類請求・申請期限

家計急変事由発生月を起点とする各種期限は以下の通りです。

区分	書類請求期限	申請期限
家計急変採用	事由発生から1か月以内	事由発生から3か月以内
緊急・応急採用	事由発生から8か月以内	事由発生から1年以内
JASSO 支援金	事由発生から4か月以内	事由発生から6か月以内

6. 書類請求・お問い合わせ

学生支援課経済支援係

電話：022-795-7816

メールアドレス：shogaku*grp.tohoku.ac.jp（*を@に置き換えてください。）

学部3年生以上は所属学部・研究科の奨学金担当係までお問い合わせください